

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業実施要綱

平成26年 3月27日

要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、定住促進施策の一環として、新築又は住宅を購入して本町に定住する者に対して奨励金を交付することにより、町民の持ち家住宅の取得を促進し、もって定住人口の増加及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して生活を営むための玄関、台所、居間、浴室、便所等の設備があり、居住面積が50平方メートルを超える住宅をいう。
- (2) 建て替え 自己が所有し、かつ、居住している住宅を解体撤去し、同じ場所に自己が居住するための住宅を新たに建設することをいう。
- (3) 町内業者 法人にあつては本店を町内に有し、個人にあつては町内に主たる事業所を有する建築業者をいう。
- (4) 商品券 壮瞥町商工会が発行する商品券をいう。

(申し込み対象者等)

第3条 奨励金の申し込みができる者（個人）は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者、又は町外に住所を有する者のうち、取得後の住宅に転居する者
 - (2) 町税を滞納していない者
 - (3) 本町に住所を置き、入居後5年以上継続して本町に居住することを確約する者
 - (4) その他町長が特に必要と認める者
- 2 奨励金の申し込みをしようとする者は、契約前に持ち家住宅取得奨励事業利用申込書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査のうえ、持ち家住宅取得奨励事業利用決定書（別記第2号様式）を申込者へ通知するものとする。

(奨励金)

第4条 持ち家の区分及び奨励金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、他の補助金及び移転補償、火災等の損害保険適用に該当する場合は対象外とする。

(交付申請)

第5条 第3条第3項の通知を受けた者で、奨励金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、対象住宅に転居又は登記後1か月以内に持ち家住宅取得奨励金交付申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第6条 町長は、前条の書類を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に持ち家住宅取得奨励金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

2 前項の交付決定により奨励金の交付を受けようとする者は、持ち家住宅取得奨励金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。

（交付決定の取り消し）

第8条 町長は、虚偽の申請により奨励金の交付を受けたことが明らかになったときは、すでに交付した奨励金の一部又は全部について返還を命ずることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効後においても、第7条及び第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。また、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、平成31年2月末日までに第5条の規定による申請を行うことができるものとする。

別表（第4条関係）

持ち家の区分	奨励金の額
住宅新築、建て替え、 建売住宅の購入	(1) 建物の取得に要した費用の100分の10以内とし、1戸につき70万円を上限とする。 (2) 前号のほか、町内業者が施工した場合は、1戸につき30万円の商品券を交付する。
中古住宅の購入	(1) 建物（土地を含む）の取得に要した費用の100分の10以内とし、1戸につき50万円を上限とする。ただし、申請者の3親等以内の親族の者から購入したものについては対象外とする。
備考	奨励金の額は千円未満を切り捨てる。

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業利用申込書

平成 年 月 日

壮瞥町長 様

申込者 住 所
氏 名 印
電話番号

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業実施要綱に基づき、次のとおり奨励事業の利用を申し込みます。

記

1 住宅取得先（建築業者）名 _____

住 所 _____

2 取得する住宅の内容（予定）

(1) 区 分 住宅新築 ・ 建て替え ・ 建売購入 ・ 中古住宅購入

(2) 取得する住宅の場所 壮瞥町字 _____

(3) 住宅面積 _____ m²

(4) 契約予定日 平成 年 月 日

(5) 住宅新築及び建て替えの場合の工事予定期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

6 取得（工事）に要する金額 _____ 円

<添付書類> 見積書の写し、住宅の平面図、町税納入状況調査承諾書、定住誓約書

町税納入状況調査承諾書

壮瞥町長

様

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業の申込みにあたり、私の町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の納入状況について調査することを承諾します。

平成 年 月 日

申込者 住 所
氏 名
電話番号

印

定 住 誓 約 書

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業実施要綱第3条第1項第3号の規定に基づき、持ち家住宅取得奨励金の利用を申し込むことに伴い、壮瞥町に住所を置き、入居後5年以上継続して壮瞥町に居住することを誓約します。

年 月 日

壮瞥町長 様

住所

氏名

印

別記第2号様式

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業利用決定書

平成 年 月 日

様

壮瞥町長 佐藤 秀敏

平成 年 月 日付で利用申し込みあった壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業について、利用できることを決定したので通知します。

ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 対象住宅に転居又は登記後1か月以内に、持ち家住宅取得奨励金交付申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければなりません。
- 2 不正な行為があったときは、利用決定を取り消す場合があります。
- 3 町長が必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させる場合があります。

壮瞥町持ち家住宅取得奨励金交付申請書

平成 年 月 日

壮瞥町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業実施要綱に基づき、次のとおり奨励金の交付を申請いたします。

記

- 1 取得（工事）に要した金額 _____ 円
- 2 住宅面積 _____ m²
- 3 登記完了年月日 _____ 平成 年 月 日

<添付書類>

- (1) 壮瞥町の住民票
- (2) 住宅平面図
- (3) 検査済証(建築確認が必要でない場合は不要)
- (4) 登記簿謄本
- (5) 契約書及び領収書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

別記第4号様式

壮瞥町持ち家住宅取得奨励金交付決定通知書

壮瞥町指令第 号

平成 年 月 日

様

壮瞥町長 佐藤 秀敏

平成 年 月 日付で申請のあった壮瞥町持ち家住宅取得奨励金について、
円を交付します。

ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 奨励金は請求により交付します。
- 2 不正な行為があったときは、奨励金の一部又は全部について返還を命ずる場合があります。
- 3 町長が必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させる場合があります。

壮瞥町持ち家住宅取得奨励金交付請求書

平成 年 月 日

壮瞥町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業実施要綱に基づき、平成 年 月 日付で決定の
あった次の奨励金を請求いたします。

記

- 1 奨励金の交付決定額 _____ 円
- 2 奨励金交付決定通知番号 壮瞥町指令第 _____ 号
- 3 奨励金交付決定年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 振込先口座 金融機関名 _____
口座番号 _____
口座名義 _____